

建設業法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

令和 2 年 2 月

国土交通省

土地・建設産業局

1. 背景

建設業者は公共工事を請け負う場合は、その経営能力を客観的に評価する経営事項審査を受審することが義務付けられており（建設業法第 27 条の 23）、経営状況及び経営規模、技術的能力その他の客観的事項が審査の対象とされている。

技術的能力については、主任技術者、監理技術者、登録基幹技能者講習を修了した者の数を評価の対象としているところ、技能者については高度な技能を持つ者を有している場合であっても特段評価の対象とはなっていない。

建設工事に従事する技能者は、実態上建設工事の適正な施工に大きな役割を果たしており、人口減少下においても建設業者が地域で持続的に活動し、将来においても適正な施工を確保するためには、技能者を適切に評価し、適正な賃金を受け取ることができる環境を整えることが必要である。

この点、建設業に従事する技能者の能力評価制度の取組が進んでおり、技能者を能力に応じてレベル 1 からレベル 4 の 4 段階で評価を行い、レベルごとのカードを付与することとしている。

この技能者の評価システムが令和 2 年 4 月 1 日から本格的に実施されること、高度な技能を有する技能者を雇用する企業は技術力があると評価できることから、この能力評価制度によるレベル 4 及びレベル 3 の者の数について経営事項審査において加点評価することとする。

2. 改正の概要

（1） 建設業法施行規則の一部改正（規則第 18 条の 3 関係）

現在、経営事項審査の技術的能力において登録基幹技能者が評価の対象となっており、当該能力評価制度において登録基幹技能者はレベル 4 相当とされていることから、「登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数」を評価の対象として追加する。また、様式についても評価対象の追加に伴う所要の改正を行う。

（2） 「建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件」（新設）

（1）において「登録基幹技能者に準ずるものとして国土交通大臣が定める者」の内容について、能力評価制度においてレベル 4 と判定された技能者及びレベル 3 と判定された技能者を位置づける。

（3） 「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）の一部改正

同告示の第一の三の 1（三）の区分にレベル 4 技能者を、（四）の区分にレベル 3 技能者を追加する。

(4) 経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年国総建第269号）の一部改正

- ① 経営事項審査における審査項目の「技術力」について、評価対象とする技術職員にレベル4技能者及びレベル3技能者を追加し、技術職員数値の算出にあたっては、それぞれの数に3及び2を乗じることとする。
- ② 技術職員数値の算出における、レベル4技能者及びレベル3技能者の技能の区分については、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎工技能者能力評価基準	とび・土工

タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

※ 左に掲げる能力評価基準の名称について、認定が完了していない能力評価基準は仮称とする。

- ③ 認定能力評価基準により技能や経験を評価された技能者を技術職員名簿に記載する際は、「有資格区分コード」の欄に次のコードを記載することとする。

レベル3技能者 = 703

レベル4技能者 = 704

3. 今後の予定

公布：令和2年3月下旬（予定）

施行：令和2年4月1日（予定）